

境港市環境基本計画

2022-2026

(令和4年度-令和8年度)



令和4年3月

境港市

目次

はじめに	1
第1章 基本的事項	2
1-1 計画策定の目的	2
1-2 計画策定の背景	2
1-3 計画の位置づけ	3
1-4 SDGsとの関連	4
1-5 計画の主体	5
1-6 計画期間	5
1-7 計画の対象範囲	5
第2章 基本理念・将来像と基本目標	6
2-1 基本理念	6
2-2 将来像	7
2-3 基本目標	8
第3章 計画の体系	9
第4章 施策の展開	11
4-1 基本目標別の施策	11
第5章 市民や事業者に求められる具体的な行動	29
5-1 市民や事業者に求められる行動について	29
5-2 市民や事業者に求められる具体的な行動例	30
第6章 推進体制	43
6-1 推進体制	43
6-2 進行管理	44

はじめに

境港市は、三方が豊かな海に開け、特に白砂青松の弓ヶ浜は、南東にそびえる伯耆富士「大山」を背景に長い年月をかけ自然が創り出した風光明媚な姿を呈しています。

しかし今、この自然環境が大変な危機に直面しています。地球温暖化は、海水温の上昇を引き起こし、本来獲れるべき魚が獲れなくなるなど様々な影響を及ぼしています。

また、海洋プラスチックによる汚染は、私たちのまわりでも確実に進行しており、美保湾で獲れた魚の腹の中にプラスチックやたばこのフィルターが入っていたという話も聞いています。さらには、昨今の異常気象による集中豪雨により、陸域より海へ大量のごみが流れ出るなど、本市を取り巻く海洋環境は、大変厳しい状況下にあります。

このままの状況が続けば、本市の基幹産業である水産業が大きな打撃を受けることとなり、経済や雇用環境の悪化を招き、市民生活にも暗い影を落としていくことが危惧されます。

私たちが今やるべきことは、白砂青松の弓ヶ浜や美保湾、中海など、豊かな自然を全力で守るための一歩を踏み出すことです。その一歩が、地球環境を守っていくことにもつながります。

私たちの日々の暮らしにおける行動は、地球環境に直結しているという意識の下、環境問題を「自分ごと」として考え、行動を選択していくことが大切です。一人ひとりが日々の暮らしを見直しながら、すぐにでも取り組めること、「デキルコト」を率先して行い、この豊かな自然を次世代に引き継いでいきましょう。

境港市環境基本計画は、私たち市民・事業者・市が取り組むべき道標として、この危機を乗り越え、豊かな自然というかけがえのない財産を守り、笑顔あふれる明るい未来を皆様と切り開いていくために策定しました。

皆様にこの計画をご覧いただき、今日から行動に移して頂きたいと願っております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力頂きました境港市環境審議会や境港市環境政策懇談会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言を頂きました皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

境港市長 伊達 憲太郎

第1章 基本的事項

1-1 計画策定の目的

本市では、市民や事業者、市民団体等と相互に連携しつつ、環境の保全に関する基本的な考え方や市の目指す方向について明らかにし、各種の環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1998（平成10）年に制定した「境港市環境基本条例」に基づき、本市における環境の保全や創造に関する総合的な指針である「環境基本計画」を策定することとしています。

1-2 計画策定の背景

【世界の動向】

- ・2015（平成27）年9月に国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs：17のゴール・169のターゲット）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択される。
- ・2015（平成27）年12月に気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択される。
- ・その他、食品ロスの問題や、海洋プラスチックごみ問題など地球規模での環境問題が顕在化し、国際的な取り組みが進んでいる。

【国の動向】

- ・2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定。
- ・2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定。
- ・2020（令和2）年10月の第203回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説で、「2050（令和32）年までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロとし、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言された。

【県の動向】

- ・2020（令和2）年2月に「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定。

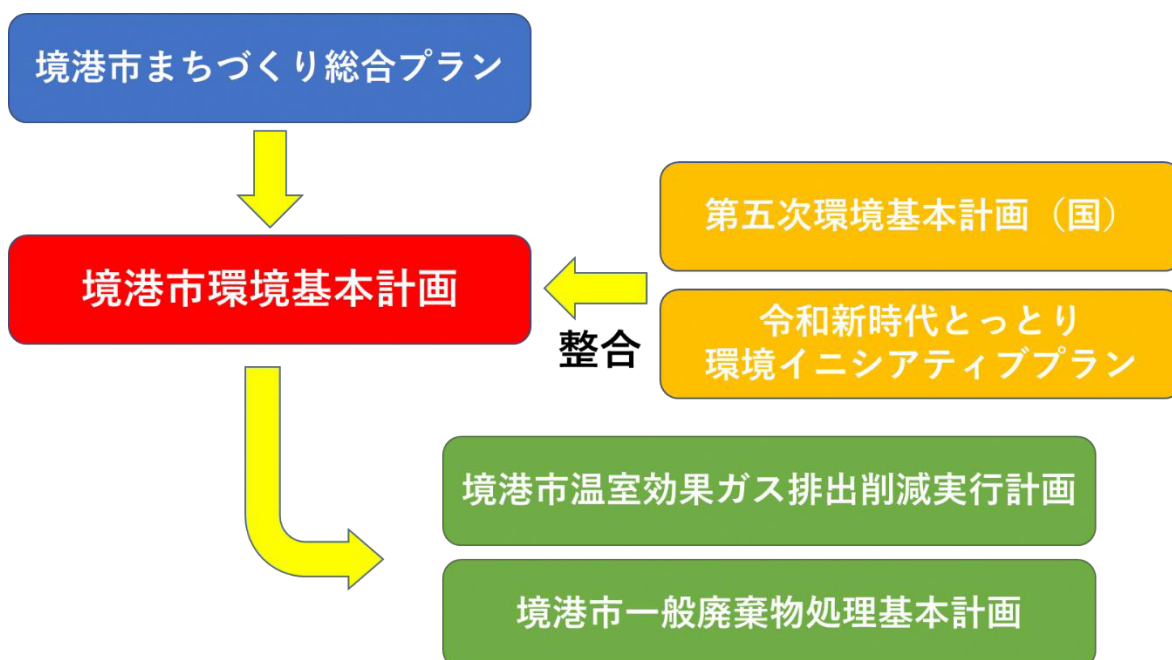
【本市の動向】

- ・2017（平成29）年2月に「境港市温室効果ガス排出削減実行計画（事務事業編）」を策定。
- ・2021（令和3）年2月に「ゼロカーボンシティ」として2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする都市を目指すことを表明。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、国の「第五次環境基本計画」及び鳥取県の「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」との整合を図り、上位計画である「境港市まちづくり総合プラン(第10次境港市総合計画)」を環境面から具体化するものとします。

本計画に基づく個別計画としては、「境港市一般廃棄物処理基本計画」等があります。



1-4 SDGsとの関連

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す国際目標です。

2015 (平成 27) 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。

2030 (令和 12) 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

国においては、2016 (平成 28) 年に「SDGs 実施指針」を策定し、自治体においても、各種計画の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを推奨するとともに、関係団体等との連携強化により、SDGsの達成に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

本計画では、各施策をSDGsのいずれかのゴールに関連づけ、計画の推進により、SDGsの目標達成に取り組めます。



1-5 計画の主体

本計画を推進する主体は、「市民」・「事業者」・「市（行政）」です。

これらの各主体は、境港市環境基本条例及び本計画における責務・役割を認識し、将来の世代に引き継ぐことを目的とした持続的な環境を作っていくことが求められます。

1-6 計画期間

計画期間は、社会情勢などの変化に対応するため、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度の5年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行うこととします。

1-7 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、以下のとおりです。

対象区域は、中海や美保湾の一部を含む境港市全域です。

対象とする環境	内容
地球環境	地球温暖化、気候変動など地球規模の環境
生活環境	大気、水質、騒音、廃棄物など私たちの身の回りの生活環境
自然環境	生物、水辺、植物など自然環境

第2章 基本理念・将来像と基本目標

2-1 基本理念

境港市環境基本条例第3条に基づき、本計画の基本理念を次のとおりとします。

- (1) 環境の保全及び創造は、地域の特性を生かし、すべての市民が健康で快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境及び自然と人が共生する社会を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行わなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行わなければならない。
- (4) 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、事業活動及び日常生活における着実な取り組みと国際協力により積極的に推進されなければならない。

2-2 将来像

本市は、三方が海に開け、白砂青松の豊かな自然環境に恵まれ、その恵みの中で文化を育み、長い歴史を歩んできました。この環境は、すべての市民共通の貴重な財産であり、健康で文化的な生活に欠くことのできないものです。

しかしながら今、この自然環境が、地球温暖化がもたらす異常気象や海洋プラスチックをはじめとする海洋汚染などにより危機に直面しており、本市の基幹産業である水産業にも大きな影響を及ぼしています。

この豊かな自然環境を全力で守り、次世代に引き継いでいくためには、我々一人ひとりが日々の暮らしを見直しながら、環境問題を「自分ごと」として考え、「デキルコト」を率先して行うことが求められます。

そこで、将来の本市のありべき姿と市民・事業者・市に共通する目標として、将来像を以下のとおり定めます。

人と水の環^わで創る、環境オアシス都市 さかいみなと ～豊かな自然を未来へつなぐために～

「人の環」

温かい人情の輪、市民・事業者・市の協働、港町として世界と繋がる象徴

「水の環」

三方が海に開かれた地形と環日本海拠点都市としての象徴
水環境・海洋環境を守っていくことへの意思表示

「環境オアシス都市」

人々が安心して集い、住む人が快適に暮らせる自然と調和した都市の象徴

2-3 基本目標

本計画の基本理念及び本市が目指す将来像を実現するために、以下の4つの基本目標を定めます。

【基本目標1】脱炭素社会の実現 重点取組

- 温室効果ガスの排出抑制
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 省エネルギー対策
- 脱炭素社会の実現に向けた重点的な啓発

【基本目標2】循環型社会の推進

- 4R（発生回避、抑制、再利用、再資源化）+Renewable（リニューアブル：再生資源への代替等）
- プラスチックごみの抑制
- 食品ロスの削減

【基本目標3】自然との共生・快適な環境

- 豊かな自然環境の保全
- 豊かな海洋の保全
- 公害防止
- ポイ捨て防止等、美化活動

【基本目標4】持続可能な社会の形成

- 環境学習・教育の充実
- 環境に関する情報提供の充実
- 協働による環境保全活動の推進
- 市域を越えた連携

第3章 計画の体系

【基本目標1】脱炭素社会の実現（重点取組）

施策の方向性	施策
○温室効果ガスの排出抑制	(1)行政による率直的な取り組みの推進 (2)温室効果ガス排出削減実行計画（区域施策編）の策定 (3)交通システムの活用・転換の促進 (4)温室効果ガスの吸収源対策検討
○再生可能エネルギーの導入促進	(1)家庭への再生可能エネルギー導入促進 (2)事業所への再生可能エネルギー導入促進 (3)公共施設への再生可能エネルギー導入 (4)エネルギーの地産地消の推進
○省エネルギー対策	(1)省エネルギー設備・機器の普及促進 (2)省エネルギー型建築物の普及促進
○脱炭素社会の実現に向けた重点的な啓発	(1)脱炭素社会実現に向けた行動の働きかけ (2)科学的知見・最新情報の提供

【基本目標2】循環型社会の推進

施策の方向性	施策
○4R（発生回避、抑制、再利用、再資源化）+Renewable（再生資源への代替等）	(1)ごみ発生の回避 (2)ごみの抑制 (3)再利用の推進
○プラスチックごみの抑制	(4)再資源化の推進 (5)再生資源代替の推進 (6)ごみ処理のあり方の検証
○食品ロスの削減	(1)食品ロス削減の啓発 (2)学校等における食育の推進 (3)災害備蓄食品の有効活用

【基本目標3】自然との共生・快適な環境

施策の方向性	施策
○豊かな自然環境の保全	(1)弓ヶ浜の海岸漂着物等の清掃 (2)弓ヶ浜の海浜植物の保全 (3)農地の適切な利用
○豊かな海洋の保全	(1)陸域より流出するごみの削減 (2)海洋ごみ削減の啓発 (3)中海の水質浄化対策
○公害防止	(1)大気・水質の保全 (2)騒音・振動・悪臭の防止 (3)身近な環境対策
○ポイ捨て防止等、美化活動	(1)ボランティア清掃の推進 (2)ポイ捨て・不法投棄防止の啓発 (3)環境美化に関する条例制定の検討

【基本目標4】持続可能な社会の形成

施策の方向性	施策
○環境学習・教育の充実	(1)環境教育の推進 (2)環境学習の機会創出
○環境に関する情報提供の充実	(1)ホームページ、SNS等の積極的な活用 (2)市報等における環境情報の充実 (3)環境白書の見直し (4)環境イベントの開催 (5)「妖怪」を活用した環境保全に関する情報発信
○協働による環境保全活動の推進	(1)環境保全活動への参加促進 (2)活動推進組織への支援 (3)民間による環境イベントの支援 (4)環境に関する人材の活用及び育成
○市域を越えた連携	(1)中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携した環境保全

第4章 施策の展開

4-1 基本目標別の施策

【基本目標1】脱炭素社会の実現 **重点取組**

2021（令和3）年8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」による報告書において、世界で発生している異常気象は、人間の活動が影響していると分析し、人間の温暖化への関与は、疑う余地がないと結論付けています。

本市は三方が豊かな海に開け、そこから多くの恵みを受け、発展してきました。しかしながら、地球温暖化の進展に伴う海水温上昇の影響を受け、水揚げされる魚の種類や量に大きな変化が生じており、本市にとっても地球温暖化対策は、緊急的で重要な課題となっていることから、2021（令和3）年2月に地球温暖化対策として2050（令和32）年を目標に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指すこと（ゼロカーボンシティ）を表明しました。

今後、脱炭素への取り組みは、地域の成長戦略としても重要な要素になっていくことが想定されており、本市においても地域資源を有効に活用し、地域経済の循環と地域課題の解決を目指していきます。

本計画では、「脱炭素社会の実現」を重点取り組みに位置付け、地球温暖化対策を総合的に推進していきます。

【主な指標】

指標	現況値	目標値 【2026（令和8）年度】
①市域から排出される 二酸化炭素排出量	299千トン-CO ₂ 【2018（H30）年度】	241千トン-CO ₂ ※2013年度比33.1%削減
②市の事務事業から排出さ れる二酸化炭素排出量	4,196トン-CO ₂ 【2019（R元）年度】	現況値より削減

①現況値は、環境省「自治体排出量カルテ」の最新数値を使用。

目標値は、国の「地球温暖化対策計画」の中期目標「2030（令和12）年度に2013（平成25）年度から46%削減」との整合を図った数値。

②2017（平成29）年2月に策定した「境港市温室効果ガス排出削減実行計画（事務事業編）」においては、「2030（令和12）年度に2013（平成25）年度から44.2%削減」としているが、2019（令和元）年度時点で目標値を上回る66.4%の削減を達成しているため、「現況値より削減」とした。なお、同計画は、2022（令和4）年度に改定予定であり、新たに目標値を設定することとしている。

○温室効果ガスの排出抑制



(1)行政による率先的な取り組みの推進

2022(令和4)年度に改定予定の「温室効果ガス排出削減実行計画(事務事業編)」に従い、行政による率先的な温室効果ガス排出削減の取り組みを推進します。

(2)温室効果ガス排出削減実行計画(区域施策編)の策定

新たに「温室効果ガス排出削減実行計画(区域施策編)」を策定し、環境省で公表されている「自治体排出カルテ」の温室効果ガス排出量の推計ツールなどを活用し、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、本市の脱炭素の全体像を市民・事業者と共有し、温室効果ガス排出削減の取り組みを推進します。

本計画においては、本市の地域特性にあわせた取り組みを盛り込み、国が「脱炭素ロードマップ」で示した「脱炭素先行地域」に選定されることを目指します。

《参考：脱炭素先行地域》

「脱炭素先行地域」とは、地方自治体や地元企業・金融機関などが中心となって、地域特性に応じ、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の二酸化炭素排出削減対策に取り組む地域のことです。

2021(令和3)年6月に国・地方脱炭素実現会議がまとめた「地域脱炭素ロードマップ」において、2030(令和12)年までに少なくとも100箇所の「脱炭素先行地域」を創出するとされています。

(3)交通システムの活用・転換の促進

境港市民バス等の公共交通の利用促進を図ります。

身近な交通手段である自転車の利用促進を図ります。

電気自動車などの導入促進及び電気自動車急速充電設備の設置拡大に向けた施策を検討します。

(4)温室効果ガスの吸収源対策検討

二酸化炭素を吸収する取り組みとして、カーボン・オフセット(ブルーカーボン等)の取り組みの検討を行います。

《参考：カーボン・オフセット》

「カーボン・オフセット」とは、日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

《参考：ブルーカーボン》

「ブルーカーボン」とは、海藻や植物プランクトン等によって、大気中の二酸化炭素が海域に取り込まれ、固定される炭素のことです。森林等により吸収される二酸化炭素由来の炭素は、「グリーンカーボン」と呼ばれています。「ブルーカーボン」は、近年、地球温暖化対策としての吸収源の新たな選択肢として注目されています。



○再生可能エネルギーの導入促進



(1)家庭への再生可能エネルギー導入促進

小規模発電設備等導入推進事業補助金（太陽光発電システム、燃料電池、太陽熱利用機器、蓄電池）により、家庭への再生可能エネルギー導入促進を支援します。補助内容について、必要に応じた拡充の検討を行います。

(2)事業所への再生可能エネルギー導入促進

事業所の再生可能エネルギー導入に対する支援策・インセンティブ等の検討を行います。

農地における「営農型太陽光発電」について、導入の可能性を検討します。

《参考：営農型太陽光発電》

「営農型太陽光発電」とは、農地に太陽光パネルを設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取り組みです。発電した電力を農業設備に使用することも可能です。米、野菜、果樹、椎茸、キクラゲなど様々な作物が栽培されています。

(3)公共施設への再生可能エネルギー導入

令和4年度に改定予定の「温室効果ガス排出削減実行計画（事務事業編）」に従い、公共施設への再生可能エネルギーの導入を図ります。

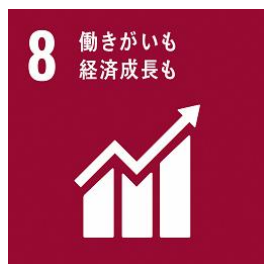
公共施設における屋根等の未利用スペースでの初期投資ゼロ型等の自家消費型太陽光発電の導入検討を行います。

遊休公有地を活用し、太陽光発電事業に取り組みます。

(4)エネルギーの地産地消の推進

本市も出資している地域新電力会社と連携し、エネルギーの地産地消を促進することで、これまで地域外に流出していた電気料金を地域で循環する仕組みに変え、雇用を含めた地域経済の活性化に取り組みます。

○省エネルギー対策



(1)省エネルギー設備・機器の普及促進

市民・事業者と協力し、省エネルギーを推進するため、LED 照明や高効率空調などの省エネルギー設備・機器の普及促進に向けた取り組みを進めます。

(2)省エネルギー型建築物の普及促進

高気密や高断熱など省エネルギー性能に優れた住宅や建築物の普及促進に向けた取り組みを進めます。

○脱炭素社会の実現に向けた重点的な啓発



(1)脱炭素社会実現に向けた行動の働きかけ

国・地方脱炭素実現会議において、2021（令和3）年6月に取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」で整理された「ゼロカーボンアクション30」（衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素活動と暮らしにおけるメリット）などの啓発や温室効果ガス排出の「見える化」に関する情報提供などにより、市民・事業者の脱炭素行動を促進します。

(2)科学的知見・最新情報の提供

国際機関や国などが発表する地球温暖化等に関する最新の情報・知見について適宜、市民・事業者に対して情報の発信・共有に努めます。

【基本目標 2】 循環型社会の推進

本市では、2013（平成 25）年度に策定した「境港市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化やリサイクルなどに取り組んできました。これまでに、軟質プラスチック類の分別回収による資源化などに取り組んできた結果、可燃ごみは、減少傾向となっています。

引き続き、ごみの減量化と資源化を促進するため、4R+Renewable を推進するとともに脱プラスチックや食品ロス削減にも取り組んでいきます。

また、2032（令和 14）年度に予定されているごみ処理の広域化や国のプラスチックに係る資源循環の促進等の動向を踏まえて、本市のごみ処理についてのあり方を再検証します。

【主な指標】

指標	現況値	目標値 【2026（令和 8）年度】
① 1人1日あたりのごみ排出量	1,067 グラム 【2019（R 元）年度】	現況値より削減
② リサイクル率	37.0% 【2019（R 元）年度】	現況値より向上

①及び②の目標値は、2022（令和 4）年度に改定を予定している「境港市一般廃棄物処理基本計画」で定める。

○4R+Renewable

(発生回避、抑制、再利用、再資源化+再生資源への代替等)

○プラスチックごみの抑制



(1)ごみ発生回避 (Refuse: リフューズ)

ごみになるものを家庭に持ち込まない、 unnecessaryなものは買わないなど、ごみを発生させない取り組みを推奨します。

- ・マイバックを持ち歩き、レジ袋を断る
- ・マイボトルを持ち歩き、ビン、缶、ペットボトル等の購入を控える
- ・商品の過剰包装を断る、過剰包装されていない商品を選ぶ

(2)ごみの抑制 (Reduce: リデュース)

ごみを減らす、ものを大事に使う、できるだけごみを出さない生活をするなど、ごみを減らす取り組みを推奨します。

- ・洗剤やシャンプーなどは、容器入りを毎回購入せず、詰め替え用を選ぶ
- ・耐久性の高い商品を選ぶ

(3)再利用の推進 (Reuse: リユース)

繰り返して使用する、修理して使う、人に譲る、再利用できるものを使うなど、不用品を再利用する取り組みを推奨します。

- ・フリーマーケットを利用する
- ・イベント開催時にマイ食器等を持参する、リユース食器を使用する

(4)再資源化の推進 (Recycle: リサイクル)

なるべく捨てない、リサイクルできるものは分別し再資源化する、リサイクル品を購入するなど、再資源化の取り組みを推奨します。

- ・ビン、缶、ペットボトル、古紙、白色トレイなどの資源ごみを分別する
- ・リサイクル品を購入して、資源を循環させる

(5)再生資源代替の推進（Renewable：リニューアブル）

再生資源循環を促進するため、再生資源代替製品を利用するなどの取り組みを推奨します。

- ・容器包装の原料をプラスチックに替わり紙や植物等を使用した商品を選ぶ
- ・プラスチックのストローに替わり紙や植物等を使用した商品を選ぶ

(6)ごみ処理のあり方の検証

2032（令和14）年度に予定されているごみ処理の広域化に向け、分別方法や処理手数料などについて、他市町村との比較を行い、改めてあり方を検証します。

- ・国のプラスチック資源循環の動向等を踏まえた分別区分等についての検討
- ・処理手数料について、他市町村とのバランスを勘案し、見直しを含めた検証

《参考：4R（フォーアール）》

「4R（フォーアール）」とは、

- ①Refuse：リフューズ（ごみ発生の回避）
- ②Reduce：リデュース（ごみの抑制）
- ③Reuse：リユース（再利用の推進）
- ④Recycle：リサイクル（再資源化の推進）

の4つの頭文字「R」をとったごみを減らすためのキーワードです。

4Rには、優先順位があり、①から④の順に取り組むことでごみ減量の効果が高くなります。

○食品ロスの削減



(1)食品ロス削減の啓発

家庭における食材の使い切りや、食べ残し防止、必要な分量のみの購入、「てまえどり」など、市民の食品ロス削減の取り組みを啓発します。

飲食店における食べ残し防止、持ち帰りなどの取り組みを啓発します。

《参考：食品ロス》

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。国内における2019（令和元）年度の食品ロス推計値は、570万トンでした。これを日本人の1人あたりの量にすると年間で約45キログラムとなり、毎日お茶碗1杯分のご飯を捨てているのと近い量になります。

《参考：てまえどり》

「てまえどり」とは、日頃の買い物の中で購入してすぐに食べる場合には、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶことです。令和3年6月より、農林水産省が呼び掛けている取り組みです。

(2)学校等における食育の推進

小学校・中学校・保育園等との連携により、食の循環や環境を意識した食育の推進に取り組みます。

(3)災害備蓄食品の有効活用

消費期限切れが見込まれる災害備蓄食品について、福祉団体等へ提供し、継続して有効活用を図ります。

【基本目標3】自然との共生・快適な環境

美保湾沿いに広がる弓ヶ浜は、大きく弓なりに弧を描いた砂浜の自然海岸であり、「日本の渚百選」、「日本の白砂青松100選」に選定されています。

また、汽水湖である中海は、ラムサール条約湿地に登録されているなど、本市は、豊かな自然環境に恵まれています。

この財産を次世代に引き継いでいくため、海岸の清掃活動や環境美化の意識醸成を図るなど、自然環境の保全に取り組んでいきます。

【主な指標】

指標	現況値	目標値 【2026（令和8）年度】
①中海・宍道湖一斉清掃 参加者数	468人 【2019（R元）年度】	515人
②シーサイドクリーン アップ弓ヶ浜参加者数	193人 【2021（R3）年度】	300人

①2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止、2021（令和3）年度は、同じ理由で人数制限を実施したため、現況値は、2019（令和元）年度とした。目標値は、現況値から約10%増加とした。

②米子市との共催事業として2021（令和3）年度に開始。目標値は、現況値から約50%増加とした。（2021（令和3）年度の現況値は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人数制限を実施したことから平常時の増加分を見込んだ。）



《シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜'21》

○豊かな自然環境の保全



(1) 弓ヶ浜の海岸漂着物等の清掃

白砂青松の弓ヶ浜の海岸線を保全し、後世に引き継いでいくために、引き続き、ビーチクリーナーを使用した海岸漂着物等の清掃を行います。

また、米子市と連携し、啓発を含めた海岸清掃イベントを継続開催します。



《ビーチクリーナーによる清掃》

(2) 弓ヶ浜の海浜植物の保全

ハマヒルガオや、ハマボウフウなど、弓ヶ浜の海浜植物の保全に取り組みます。



《弓ヶ浜に自生するハマヒルガオ》

(3) 農地の適切な利用

遊休農地の発生防止及び解消に努め、農地の有効利用を図ります。

○豊かな海洋の保全



(1)陸域より流出するごみの削減

不法投棄及びポイ捨て対策、河川におけるごみの回収などに取り組みます。



《ネットフェンスによるごみ回収／下ノ川》

(2)海洋ごみ削減の啓発

世界的な問題となっている海洋ごみ（特に海洋プラスチックごみ）対策に取り組みます。

河川におけるごみ回収結果や、不法投棄等の実態を市報やホームページで周知し、啓発に繋がります。

一斉清掃等、イベントを通じて海洋ごみ削減に関する啓発を行います。

《参考：海洋プラスチックごみ》

「海洋プラスチックごみ」とは、使用されたプラスチック製品のポイ捨てや不適切な処理などにより、直接または河川などを通じて海に流れ込んだものです。中でも劣化などにより5ミリ以下になったものは、「マイクロプラスチック」と呼ばれ、海洋生態系などへの影響が懸念されています。

(3) 中海の水質浄化対策

公共下水道の整備を基本とした生活排水等の処理対策を推進するとともに、流域の自治体や鳥取県、島根県と連携し、両県で策定している「中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）」に基づいて総合的な対策を進めていきます。

また、中海に流れ込む河川の水質調査を継続して実施します。

○公害防止



(1) 大気・水質の保全

事業活動や日常生活における環境への負荷を可能な限り低減し、環境汚染を未然に防止するための啓発や情報提供を行います。

公害に関する苦情等の事案が発生した場合には、鳥取県などと連携し、原因究明や再発防止に取り組みます。

(2) 騒音・振動・悪臭の防止

事業活動や日常生活における騒音・振動・悪臭の防止に努め、良好な環境づくりに取り組みます。

騒音・振動・悪臭の苦情に対しては、速やかな対応を図り、解決に努めます。

(3) 身近な環境対策

空き地・空き家等の適切な管理について意識の醸成を図ります。不適切な管理に対しては、所有者に適正管理の依頼を行い、雑草の繁茂、害虫の発生、不法投棄などの解消に努めます。

飼い犬、飼い主のいない猫の糞害や不適切な飼育などに対し、指導・啓発を行い、良好な環境づくりに取り組みます。

違法な「野焼き」に対する啓発・指導を行います。

○ポイ捨て防止等、美化活動



(1) ボランティア清掃の推進

ボランティア清掃に取り組む個人・団体に対し、ボランティア用ごみ袋の提供や回収の支援を行うとともに、一斉清掃などのイベントを開催し、参加を呼びかけ、ボランティア清掃の拡大に取り組みます。

また、ごみ拾いアプリなどのツールを活用し、気軽にボランティア清掃に参加する意識を醸成します。

(2) ポイ捨て・不法投棄防止の啓発

ポイ捨て防止に関する広報の強化や実態の周知などにより啓発活動を推進します。

釣り客やキャンプに訪れる観光客等に対しても、ごみの持ち帰りを徹底するよう周知を図ります。

また、地域・事業者と連携した不法投棄の監視等に取り組みます。

(3) 環境美化に関する条例制定の検討

三方が豊かな海に開け、海からの恵みによって発展してきた本市の自然環境を守り、次世代に引き継いでいくために、本市独自の環境美化に対する理念を謳った条例の制定を検討します。

【基本目標 4】 持続可能な社会の形成

持続可能な社会の形成を目指していくためには、市民・事業者・市の協働による取り組みが必要です。

将来を担う子どもたちをはじめ、市民や事業者に対しても環境学習の機会を提供するとともに、情報提供の充実に努めていきます。

また、市域を越え、中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携した環境保全にも取り組んでいます。

【主な指標】

指標	現況値	目標値 【2026（令和8）年度】
①環境学習への参加者数	276人 【2021（R3）年度】	300人
②環境イベントの開催	2回／年 【2021（R3）年度】	5回／年

①目標値は、現況値より約10%増加とした。

②現況値は、民間が開催しているイベントを含む。目標値は、共催イベント及び支援を行う民間のイベントを含む。（現況値のイベント：キャンドルナイト in 境港 2021、シーサイドクリーンアップ弓ヶ浜）



《キャンドルナイト in 境港 2021》

○環境学習・教育の充実



(1)環境教育の推進

小学生を中心に講座や体験学習を取り入れた継続的な環境学習に取り組めます。特に本市の基幹産業である水産業への影響が大きく、また、気候変動に密接に関わりのある地球温暖化対策及び海洋ごみ対策に関する環境学習の充実を図ります。

(2)環境学習の機会創出

事業者などと連携し、市民が参加しやすい環境学習の機会創出に取り組めます。



《小学生への再生可能エネルギーに関する環境教育》

○環境に関する情報提供の充実



(1) ホームページ、SNS 等の積極的な活用

ホームページ、SNS 等を積極的に活用し、環境に関するタイムリーな情報提供の発信・充実に取り組みます。

(2) 市報等における環境情報の充実

市報における環境情報の特集ページにより、毎月充実した最新の環境情報を市民に提供します。

公共施設等において、環境をテーマとしたパネル展示等を実施します。

(3) 環境白書の見直し

毎年発行する「境港市の環境白書」について、内容を精査し、より読みやすく、市民に一層関心を持ってもらえるように見直しを図ります。

(4) 環境イベントの開催

民間団体などと協力しながら、環境イベントの充実を図ります。

また、新たな環境イベントの開催を検討します。

(5) 「妖怪」を活用した環境保全に関する情報発信

水木しげる先生の出身地である本市において、自然界と人間を繋ぐ「妖怪」を環境保全に関する啓発や環境学習に活用することを検討します。

また、全国的な観光地である水木しげるロードにおいて、来訪者などに向け、本市の環境に対する取り組みを発信する仕組みを検討します。

○協働による環境保全活動の推進



(1)環境保全活動への参加促進

身近な環境保全活動の事例を分かりやすく情報提供し、市民・事業者が環境保全活動に参加しやすい意識を醸成します。

(2)活動推進組織への支援

環境活動推進組織の活動に対する支援を行います。

(3)民間による環境イベントの支援

民間による環境イベントの開催に対して支援を行います。

(4)環境に関する人材の活用及び育成

「とっとり環境教育・学習アドバイザー」制度等の積極的な活用や協働による環境保全活動の中から、人材の発掘や育成に取り組みます。

○市域を越えた連携



(1)中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携した環境保全

中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携し、中海の環境保全・賢明利用、境水道や弓ヶ浜への漂流物対策、圏域における環境教育などに取り組みます。

第5章 市民や事業者求められる具体的な行動

5-1 市民や事業者求められる行動について

本計画の理念や目標を実現していくためには、市民一人ひとりが「自分ごと」として、自らの行動が環境へ及ぼす影響を考え、行動していくことが必要です。

また、事業者には、社会的責任として、環境に配慮した事業活動の推進に努めていくことが求められます。

この章では、本計画の取り組みに対して、市民・事業者求められる具体的な行動を例示します。








■市民に求められる行動

2021（令和3）年に国・地方脱炭素実現会議の「ゼロカーボンアクション30」で示された家庭でできる脱炭素行動について、各自のライフスタイルにあわせ、できることから取り組みましょう。

※削減の目安は、資源エネルギー庁ウェブサイト他から引用。数値は目安であり、諸条件によって異なります。


1. 電気等のエネルギーの節約や転換

アクション	暮らしのメリット
<p>(1)再生可能エネルギー電気プランへの切り替え</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅へ太陽光発電を設置することが難しい状況でも、電力小売事業者の再生可能エネルギー100%プラン等に切り替えれば環境にやさしいエネルギーの普及に貢献できる <p>再生可能エネルギーは、CO₂を排出せず、繰り返し利用できるため、資源がなくなります。</p>
<p>(2)クールビズ・ウォームビズ 気候に合わせた服装と、適切な室温設定</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の効率が向上する ・冷房の効きすぎによる体温調整機能の低下等を防ぎ、健康、快適に過ごせる ・夏のスーツのクリーニング代節約や光熱費の節約ができる <p>家庭のCO₂排出量の約18%は、冷房と暖房が占めています。</p> <p>効果の目安</p> <p>外気温 6℃の時、エアコンの暖房設定温度を21℃から20℃にした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂削減量：25.9kg/年 ・電気代削減額：1,430円/年

<p>(3)節電 不要なときはスイッチ OFF</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費の節約ができる <p>家庭の電気消費量のうち約5%が待機電力で消費されています。待機電力をなくすために、こまめなスイッチオフとプラグをコンセントから抜くことを心掛けましょう。</p> <p>効果の目安</p> <p>家電製品の待機電力をすべて削減した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂削減量：117.7kg/年 ・電気代削減額：6,500円/年 <p>※消費電力量：4,734kWh/年・世帯で試算。</p>
<p>(4)節水</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道費の節約ができる <p>上下水道も浄水、供給、下水処理にエネルギーを消費しており、CO₂排出に繋がります。</p>
<p>(5)省エネ家電の導入 省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・LED照明等の利用、買換え</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費の節約ができる ・健康、快適な住環境を享受できる <p>家庭のCO₂排出量の約半分は電気が占めています。省エネ家電は旧式の家電と比較し、大幅に電気の消費量が少なくなっています。</p> <p>効果の目安</p> <p>54Wの白熱電球から9Wの電球形LEDランプに交換した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂削減量：43.9kg/年 ・電気代削減額：2,430円/年

<p>(6)宅配サービスをできるだけ一回で受け取る 宅配ボックスや置き配、日時指定の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受取時間の指定で待ち時間を有効活用できる ・配達スタッフの労働時間が抑制される ・宅配ボックス等の活用により非接触での受取りが可能となる <p>再配達によるCO₂の排出を削減できます。</p>
<p>(7)消費エネルギーの見える化 スマートメーターの導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実績との比較により、省エネを実感できる ・光熱費の節約ができる ・省エネを家族でゲーム感覚で楽しめる <p>【スマートメーター】 通信機能を備えたデジタル式の電力メーター。ウェブサイトを通じた電力の使用状況や料金 の見える化が可能となる。</p>


2. 住居関係

アクション	暮らしのメリット
<p>(8)太陽光パネルの設置</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅に電源を持ち、余剰分は売電することが可能となる ・蓄電池を併用することで停電時にも電気を使うことが可能となる <p>CO₂の排出削減とあわせ、電気代を抑えることができる。</p>
<p>(9)省エネルギーフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防音効果が向上する ・室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネを実現できる <p>断熱性・気密性の向上で冷暖房の使用を抑え、CO₂の排出削減とあわせ、電気代を抑えることができます。</p>

<p>(10)省エネ住宅 建て替え、新築時は、高断熱・高气密な家づくり</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱効果で夏は涼しく、冬は熱が逃げにくいなど、健康、快適な住環境を享受できる ・結露防止によるカビの発生を抑制できる ・光熱費の節約ができる <p>【NE-ST（ネスト）】 鳥取県独自の断熱性能と気密性能についての省エネ住宅基準。</p> <p>【ZEH（ゼッチ）】 住宅の高断熱化等により消費エネルギーを減らし、太陽光発電によりエネルギーを創ることで、年間のエネルギー消費が差引でゼロになる住宅。</p>
<p>(11)蓄電池（車載の蓄電池）・蓄エネ給湯器の導入・設置</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯めた電気やエネルギーを有効活用することで、光熱費の節約や災害時などに役立つ <p>蓄電池は、自然災害時などに非常用電源として使用することができます。</p>
<p>(12)暮らしに木を取り入れる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で木を取り入れることは、温かみや安らぎなど心理面での効果がある ・木は湿潤作用、一定の断熱性、転倒時の衝撃緩和等の特徴があり、快適な室内環境につながる ・木を使うことで、植林や間伐等の森林の手入れにも貢献できる <p>CO₂の吸収源として、木（森林）の役割は重要です。</p>
<p>(13)分譲も賃貸も省エネ物件を選択 間取りと立地に加え、省エネ性能の高さで住まいを選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費の節約ができる ・健康、快適な住環境を享受できる <p>省エネにより CO₂の排出削減に貢献できます。</p>


<p>(14)働き方の工夫 職住近接、テレワーク、オンライン会議、休日の分散、二地域居住、ワーケーション</p> <p>【ワーケーション】 ワークとバケーションの造語。リゾート地など普段とは異なる場所で働きながら休暇を取ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤、出張等による移動時間、費用の節約、地方移住が選択肢になる ・家族との時間や育児、介護との両立など、ライフスタイルにあわせた時間の確保ができる ・混雑した電車や道路渋滞から解放されるなど、身体的な負担を軽減できる <p>テレワークなどにより、電力使用量が削減されCO₂の排出削減に貢献できます。</p>
--	---


3. 移動関係

アクション	暮らしのメリット
<p>(15)スマートムーブ 徒歩、自転車、公共交通機関で移動 エコドライブ（急発進、急停車をしない等）の実施 カーシェアリングの活用</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康的な生活が促進される ・徒歩、自転車利用で交通渋滞が緩和できる ・移動途中で新たな発見ができる ・燃費が向上する ・心のゆとりで交通事故の低減が図れる ・自動車購入費と維持管理費が節約できる ・TPOに合わせて好きな車を選択できる ・必要なときに必要な分だけ利用ができる <p>家庭のCO₂排出量の1/4は、自動車が占めています。</p> <p>効果の目安 エコドライブ（5秒間で20km/h程度に加速した場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂削減量：194kg／年 ・燃料代削減額：11,950円／年


<p>(16)ゼロカーボン・ドライブ 電気自動車等への切り替え</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>EV 電気自動車</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>HV ハイブリッド車</p> </div> </div> 	<ul style="list-style-type: none"> ・静音性の向上、排気ガスが出ない ・蓄電池として、キャンプ時や災害時等に活用することも可能となる ・燃費が向上する <p>「ゼロカーボン・ドライブ」は、再生可能エネルギー電力と電気自動車等を活用した、走行時のCO₂排出量をゼロとする方法です。</p>
---	--

4. 食関係

アクション	暮らしのメリット
<p>(17)食事を食べ残さない 適量サイズの注文ができるお店やメニューを選ぶ、それでも食べ残してしまった場合は持ち帰る</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・適量の注文により食事代を節約できる ・食べ残しの持ち帰りが可能であれば、他の食事に充てられる ・食べ残しが減少することで、料理の提供者側のモチベーションアップにも繋がる <p>日本の食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食品）は、年間570万トン（2019年度）もあります。</p>
<p>(18)食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 食べきれない量を買う、工夫して保存し、食べられるものを捨てない 余剰食品はフードドライブの活用によりフードバンク等に寄付する</p> <p>【フードドライブ】 家庭で使いきれない未使用食品を持ち寄り、まとめて福祉施設等へ無償で提供する活動。</p> <p>【フードバンク】 家庭や企業から廃棄される食品を引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食費の節約ができる ・家庭ごみの減量ができる ・子どもへの環境教育推進活動に繋がる ・作り手のモチベーションが向上する ・過食・飽食の抑制、暴飲暴食の回避による健康維持が図れる ・フードバンク等への寄付は、生活困窮者支援にも繋がる <p>食品ロスの削減により、廃棄等に係るCO₂を削減できます。</p>


<p>(19)旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活</p> <p>食材のトレーサビリティ表示を意識した買い物</p> <p>【トレーサビリティ】 製品の流通経路や加工経路などが追跡できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食を通じた生活の質の向上が図れる ・旬の食材は美味しく、栄養価が高く、新鮮な状態で食べることができる ・食を通じて季節感や地域の気候風土が感じられる ・地域活性化や食の安全保障にも貢献でき、地元の生産者等と繋がることは安心にも繋がる ・栄養価の高い皮の部分等も美味しく食べることで、健康の維持やごみの削減にも繋がる ・本来の食べ物の姿に触れることで、自然の繋がりが感じられる ・野菜不足の解消により、栄養バランスが改善する <p>遠方からの流通に係る CO₂ を削減できます。</p>
<p>(20)自宅でコンポスト 生ごみをコンポスターや処理機を使って堆肥化</p> <p>コンポストで 生ゴミをたい肥に!</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの減量ができる ・作った堆肥を家庭菜園やガーデニングに活用できる ・家庭菜園やガーデニングによりリラックス効果が得られる <p>ごみを減らすことで、焼却や運搬に係る CO₂ を削減できます。</p>

5. 衣類・ファッション関係


アクション	暮らしのメリット
<p>(21)今持っている服を長く大切に着的る 適切なケアをする、洗濯表示を確認して扱う</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる ・体型維持を心掛けることができる ・染め直しやリメイクなど手を加えることでより楽しめる ・綺麗に管理することで、フリーマーケット等に回すことができる <p>ごみを減らすことで、焼却や運搬に係る CO₂ を削減できます。</p>
<p>(22)長く着られる服を選ぶ 先のことを考えて買う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費サイクルが伸びることで、無駄遣いが防止できる ・使い慣れた服を長く使える、愛着がわく、こだわりを表せる ・体型維持を心掛けることができる <p>ごみを減らすことで、焼却や運搬に係る CO₂ を削減できます。</p>
<p>(23)環境に配慮した服を選ぶ 作られ方を確認して買う、リサイクル・リユース素材を使った服を選ぶ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衝動買いを避けることで、無駄遣いが防止できる ・衣を通じた生活の質の向上が図れる ・衣服ができるまでのストーリーを知り、楽しめる

6. ごみを減らす


アクション	暮らしのメリット
<p>(24)マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの減量ができる ・自分の好きなおしゃれなバッグや容器を楽しめる ・使い慣れた物を長く使える、物への愛着がわく ・自分好みのデザインや機能がある製品を使える ・環境を大事にする気持ちを行動で表せる <p>プラスチックごみの削減により、CO₂の削減や海洋への流出を防ぐことができます。</p>
<p>(25)修理や補修をする 長く大切に使う</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・こだわりや物を大切にする気持ちを表せる (自分らしいアレンジや親から子へ世代を越えて使うなどして楽しむことができる) <p>ごみを減らすことで、焼却や運搬に係る CO₂ を削減できます。</p>
<p>(26)フリーマーケット・シェアリング フリーマーケットやシェアリング等のサービスを活用する</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入、維持管理費の節約ができる ・自分にとっては不要な物でも必要とする他の人に使ってもらい、収入にもなる <p>ごみを減らすことで、焼却や運搬に係る CO₂ を削減できます。</p>

<p>(27)ごみの分別処理</p> <p>「分ければ資源」を実践する適正な分別、使用済製品・容器包装の回収協力</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの減量ができる ・資源回収への協力による協力金やポイント還元等が得られる ・地元で実施すれば、コミュニティの活性化にも繋がる <p>ごみを減らすことで、焼却や運搬に係る CO₂ を削減できます。</p>
--	---




7. 買い物・投資

アクション	暮らしのメリット
<p>(28)脱炭素型の製品・サービス 環境配慮のマークが付いた商品、 カーボン・オフセット、カーボン フットプリント表示商品の選択</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラベルレスのペットボトルなどを選択することで、ごみの分別が楽になる ・市場への供給量が増え、商品の多様化・価格低減化に繋がる <p>【カーボンフットプリント】 商品の製造から廃棄・リサイクルまでに発生する CO₂ の排出量を表示する仕組み。</p>
<p>(29)個人の ESG 投資 ゼロカーボン宣言・RE100 宣言 など地球温暖化への対策に取り組む企業の応援</p> <p>【ESG 投資】 環境・社会・企業統治の観点から企業を分析し、評価した上で投資を選別する方法。脱炭素社会に向けて投資に環境配慮の観点が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に取り組む企業を応援できる ・地球温暖化対策に取り組む企業の商品の購入や製品、サービスの利用、投資等により、環境に配慮する企業が増加し、脱炭素社会の実現に近づく <p>【RE100】 事業活動で消費するエネルギーを 100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアティブ。</p>

8. 環境活動

アクション	暮らしのメリット
<p>(30)植林やごみ拾い等の活動 団体・個人による地球温暖化対策 行動や地域の環境活動への参加・ 協力</p> 	<ul style="list-style-type: none">・環境を大事にする気持ちを行動で表せる・ゼロカーボンアクションの取り組みを発信・ シェアすることで取り組みの輪を広めること ができる <p>植林により CO₂の吸収源が拡大します。 ごみの海洋への流出を防ぐことができます。</p>

■ 事業者求められる行動

アクション	具体的な取り組み
<p>(1)環境負荷の少ない製品の選択</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品やエコマーク等が表示された環境にやさしい製品を購入する ・過剰包装の製品や使い捨て容器を使用した製品の購入を自粛する
<p>(2)資源の節約</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○用紙類使用量の削減 ・印刷物やパンフレットの作製枚数、配布枚数を精査し最小限に留める ・資料等は、簡潔にまとめ、両面印刷を行う ・会議ではパソコンやタブレットを活用するなどペーパーレス化に努める ・印刷前には、印刷イメージで確認するなど、ミスプリントの防止に努める
<p>(3)エネルギー利用の削減</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○電気の使用量の削減 ・LED照明をはじめとする省電力機器の導入を推進する ・冷暖房の適正温度管理を行う ・クールビズ、ウォームビズを心掛ける ・パソコンやコピー機等のOA機器は、長時間使用しないときは電源を切るか、省電力モードを活用する ○ガソリン等の使用量の削減 ・車両の効率的な運用に努める ・車両の停車時は、空ぶかしやアイドリングを行わない ・急発進の抑制や unnecessary 荷物を載せないなど、エコドライブに努める ・通勤は、なるべく徒歩、自転車、公共交通機関を利用する ・電気自動車などのエコカーを導入する

<p>(4)廃棄物の減量</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○用品等の計画的な購入 <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品等は、使用頻度を考慮して適正な数量を購入する ○物品の長期使用 <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品や消耗品は、詰め替えが可能なもの、備品等についても部品交換が可能で、本体部分の長期使用が可能な物を購入する ○分別排出・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別排出を徹底する ・古紙（新聞、段ボール、雑誌類）の分別排出を徹底する ・ミスコピー用紙の裏面利用を行う ・食事の際は、マイ箸を利用するなど、使い捨て用品の使用を自粛する ・ファイリング用品は、シールを貼り替えるなど、再利用に努める ・トナーカートリッジ等の回収・再生ルートが確立しているものは、確実に再生ルートに回す
<p>(5)建物のZEB化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱性、気密性の高い建物を整備する ・太陽光発電システムの導入など、再生可能エネルギーを利用する ・屋上緑化やグリーンカーテンにより、夏季の室温上昇を抑制する <p>【ZEB（ゼブ）】 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した建物。</p>
<p>(6)その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社員に対する研修や教育により、環境への意識を高める ・環境に関する情報収集を心掛け、セミナー等へ積極的に参加する ・地域美化活動や清掃イベントなどへ積極的に参加する

第6章 推進体制

6-1 推進体制

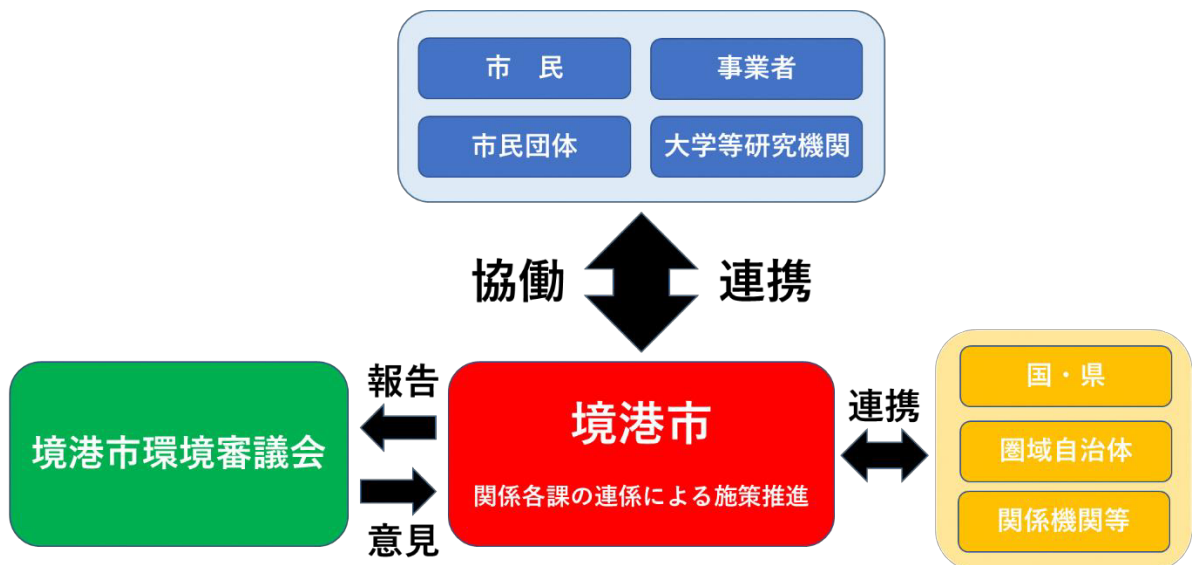
本計画の推進にあたっては、各計画との整合性を図りながら、庁内関係部署及び国・鳥取県・近隣市町村との連携により、総合的に各施策の実行に取り組みます。

また、市民・事業者・市との連携・協働により、一体となった計画の推進に努めます。

■境港市環境審議会

境港市環境審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について調査及び審議し、意見を答申することなどを目的に境港市環境基本条例第17条に基づき設置されています。

本審議会は、本計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、必要な提言や助言を行います。



6-2 進行管理

本計画は、毎年度進捗状況を確認し、必要に応じた見直しを行います。

本計画の推進においては、PDCA サイクルを用いて各施策の取り組み状況の点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

なお、進行管理に用いる指標や目標については、施策の実施状況や社会環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■計画 (Plan)

境港市環境基本計画により、本市の目指す基本理念や基本目標を実現するための市の施策や各主体の行動指針を明らかにしています。

■実行 (Do)

市は、本計画に基づき各施策・事業を実施します。また、市民や事業者も自ら積極的に本計画に掲げられた環境配慮行動に取り組み、市は、この取り組みに対し、支援を行います。

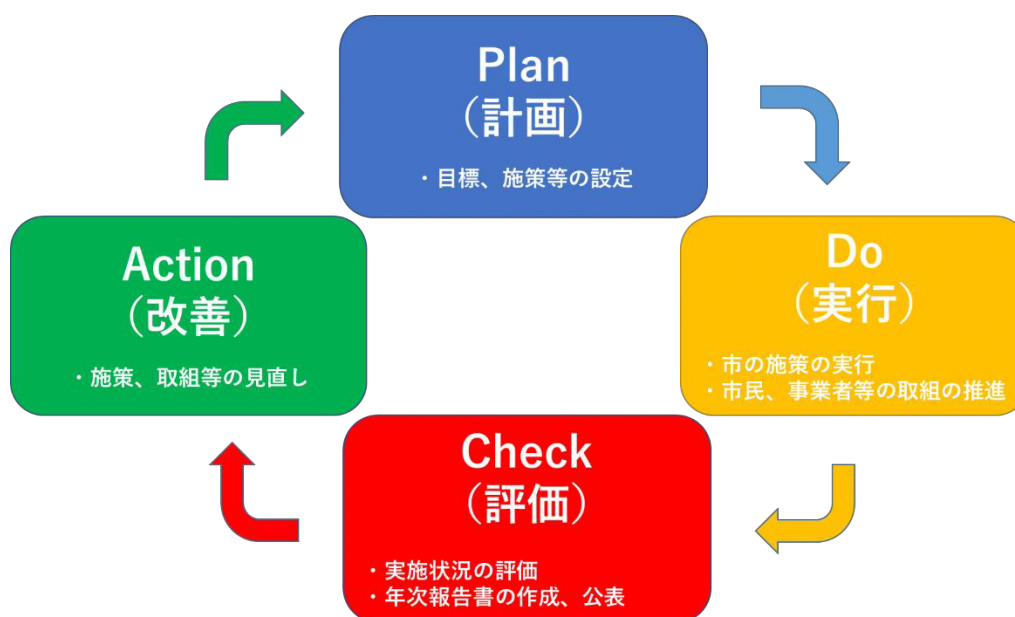
■点検・評価 (Check)

市は、本計画に掲げられた施策の実施状況、市の環境の現況等を取りまとめ、毎年度、境港市環境審議会に報告し、点検・評価を行うとともに意見・助言を求めます。

また、年次報告書として「境港市の環境白書」を作成し、ホームページなどにより公表します。

■見直し (Action)

点検、評価の結果や境港市環境審議会の意見や助言、環境に関する最新の動向などを踏まえ、必要に応じて、施策・事業の見直しを行い本計画の実行性を高めます。



境港市環境基本計画

令和4年3月策定

発行 境港市 市民生活部 環境衛生課

〒684-0041

鳥取県境港市中野町 2080 番地

(境港市清掃センター)

TEL 0859-47-1060

FAX 0859-44-0960

Email kankyo@city.sakaiminato.lg.jp